

健康局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約分)

| No. | 案件名称                             | 物品種目       | 契約の相手方          | 契約金額<br>(税込) | 契約日     | 根拠法令                  | 随意契約理由<br>(随意契約理由番号) | WTO |
|-----|----------------------------------|------------|-----------------|--------------|---------|-----------------------|----------------------|-----|
| 1   | 病院・医院のための医療法Q&A(追録82-83号) 買入     | 51:図書      | 中央法規出版株式会社      | 10,648       | R6.1.4  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G8                   | -   |
| 2   | 感染症予防関係法令例規集(追録803-809) 買入       | 51:図書      | 第一法規株式会社        | 18,620       | R6.1.4  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G8                   | -   |
| 3   | 墓地埋葬実務便覧 追録 買入                   | 51:図書      | 株式会社ぎょうせい       | 14,520       | R6.1.4  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G8                   | -   |
| 4   | 食品関係公正取引法規集追録 買入                 | 51:図書      | 中央法規出版株式会社      | 5,544        | R6.1.4  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G8                   | -   |
| 5   | 医薬品、医療機器関係実務便覧 買入                | 51:図書      | 新日本法規出版株式会社     | 9,580        | R6.1.4  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G8                   | -   |
| 6   | ガスクロマトグラフ分析装置修理                  | 28:理化学機器   | 島津サイエンス西日本株式会社  | 96,690       | R6.1.4  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 別紙のとおり               | -   |
| 7   | スタッドレスタイヤ 買入                     | 36:自動車用品   | 株式会社タイヤサービスセンター | 224,400      | R6.1.5  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 | 別紙のとおり               | -   |
| 8   | 「なにわ480ち8695」法定24か月点検継続検査追加整備    | 37:自動車修理   | 天満自動車工業株式会社     | 13,145       | R6.1.5  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 | G33                  | -   |
| 9   | 栄養関係法規類集追録 322号 外1点 買入           | 51:図書      | 新日本法規出版株式会社     | 22,448       | R6.1.9  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G8                   | -   |
| 10  | 「なにわ480ち8693」自動車定期点検整備(継続検査)追加整備 | 37:自動車修理   | 武田自動車工業株式会社     | 19,668       | R6.1.9  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 | G33                  | -   |
| 11  | 「なにわ480ち8694」の継続検査点検基本整備にかかる追加整備 | 37:自動車修理   | 武田自動車工業株式会社     | 28,193       | R6.1.11 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 | G33                  | -   |
| 12  | 庁内情報利用パソコン(ACBW639C) 修繕          | 26:OA機器・用品 | 株式会社大塚商会        | 172,645      | R6.1.12 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 別紙のとおり               | -   |

健康局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約分)

| No. | 案件名称                     | 物品種目         | 契約の相手方        | 契約金額<br>(税込) | 契約日     | 根拠法令                      | <a href="#">随意契約理由<br/>(随意契約理由番号)</a> | WTO |
|-----|--------------------------|--------------|---------------|--------------|---------|---------------------------|---------------------------------------|-----|
| 13  | 一般事務用等追録「地域保健関係法令実務便覧」買入 | 51:図書        | 第一法規株式会社      | 21,042       | R6.1.16 | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 | G8                                    | -   |
| 14  | マイクロウェーブ5000装置修理         | 28:理化学<br>機器 | アドバンテック東洋株式会社 | 220,000      | R6.1.26 | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第5号 | 別紙のとおり                                | -   |

## 特名随意契約理由書

### 1 件名

ガスクロマトグラフ分析装置修理

### 2 契約の相手方

島津サイエンス西日本株式会社

### 3 随意契約理由

本装置は平成 22 年度に導入したものであり、環境局および大阪広域環境施設組合からの依頼により、ごみ埋立地から発生するガスに含まれるメタンガス、酸素、二酸化炭素の分析を行っている。

この分析装置のメーカーは、株式会社島津製作所であり、製品の修理にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を有していることが必要である。

また、他の業者が今回の改修・機能追加及び保守管理を履行した場合、責任の所在が不明確になるなど著しい支障が生じる恐れがある。

よって、本装置の修繕を実施することができる業者は、株式会社島津製作所から保守・修理を委託されている島津サイエンス西日本株式会社のみである。

以上の理由から上記相手方と随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

健康局環境科学研究センター（電話番号 06 - 6972 - 9020）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

スタッドレスタイヤ 買入

### 2 契約の相手方

株式会社タイヤサービスセンター

### 3 随意契約理由

令和6年能登半島地震への対応として、1月5日に国から本市に対して、公衆衛生チームの派遣決定があり、1月6日に被災地に向けて公衆衛生チームを急遽派遣する必要性が生じた。

現地までの公共交通機関が十分に機能していないこと、また、現地における避難所などへの移動を考慮し、保健所が所有している車両により現地に移動することとなるが、降雪地帯であること、一定期間の活動が予定されていることから、移動における安全を確保する必要があるため、スタッドレスタイヤを車両に装着して支援活動を行うこととする。

当局ではスタッドレスタイヤを保有していないことから、出発までの短期間で緊急に調達する必要がある。同種案件の契約実績のある事業者を確認したところ、在庫があり、確実に交換することが可能である業者のうち最も安価であった、上記相手方と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

### 5 担当部署

大阪市保健所管理課（電話：06-6647-0696）

## 随意契約理由書

1 案件名称  
一般事務用 庁内情報利用パソコン（ACBW639C）修繕

2 契約の相手方  
株式会社大塚商会

3 随意契約理由

庁内情報利用パソコン（ACBW639C）は株式会社 JECC からの借入機器（令和3年3月1日から令和7年2月28日まで）であり、その機器の保守業務については、株式会社 JECC からの保守業務実施承認願に基づき、令和3年1月25日付で株式会社大塚商会を保守業者として承認している。

今回、本市職員の不注意により、庁内情報利用パソコン（ACBW639C）を水没したことから、株式会社大塚商会に保守点検を依頼したところ、当該事案は保守契約での範囲外となり有償修繕となる旨の報告があった。

そこで、今回の有償修繕に当たり、上記保守業者以外に修繕をさせた場合、修繕後の経常使用において、また、リース期間満了により機器を返却した後にパソコンに不具合が発生した場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本修繕を実施できる事業者は、株式会社 JECC の保守業者として承認している株式会社大塚商会のみであるため、同社と随意契約を締結する。

4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署  
健康局健康推進部生活衛生課環境衛生グループ（電話番号 06-6208-9981）

## 随意契約理由書

### 1 件名

マイクロウェーブ5000装置修理

### 2 契約の相手方

アドバンテック東洋株式会社

### 3 随意契約理由

本装置は、令和3年度に導入したものであり、大気汚染防止法に基づいて環境局から依頼される「微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析」や、「有害大気汚染物質環境モニタリング」調査において採取した固体試料の成分分析に用いている。

今回、装置の不具合のためメーカーに調査依頼したところ本装置の排気ファンの故障が確認された。

排気ファンが故障の状態では分析作業を継続すると分解中の酸が検査室内に拡散し人体に悪影響を及ぼすなど危険な状況になるため、現在行っている分析処理を中断し緊急修理を行う。

この装置のメーカーは、株式会社アントンパール・ジャパンであり、その装置の保守・修理についてはアドバンテック東洋株式会社が委託されており、緊急修理についてもアドバンテック東洋株式会社のみが対応可能であることから上記相手方と随意契約を締結することとする。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

### 5 担当部署

健康局環境科学研究センター（電話番号 06 - 6972 - 9020）